

平成 30 年
第 7 回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 平成 30 年 7 月 30 日（月） 午後 2 時～

2. 場 所 穎娃文化会館

3. 出席委員（ 19 人）

会長 1 番 寶代 行廣

会長職務代理 2 番 今市 範男

委員 3 番	栗ヶ窪 和治	4 番	下之門 信洋	5 番	宮原 耕一
7 番	田中 司	6 番	東 鈴子	8 番	君野 潤二
9 番	松村 孝徳	10 番	吉崎 久男	11 番	菊永 多佳子
12 番	宮原 俊郎	14 番	松永 正美		
15 番	東垂水 勝秀	16 番	永山 明美	17 番	梶山 俊孝
18 番	栢木 いさ子	19 番	大隣 初美	20 番	月野 貴大

4. 欠席委員（ 1 人）

13 番 徳永 映子

5. 議 題

○ 開議の宣告

○ 日程第 1 会議録署名委員の指名

○ 日程第 2 会期決定の件

○ 日程第 3 議案審議に係る通知事案について

○ 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について

○ 日程第 5 議案第 39 号 農地所有適格法人の承認について

○ 日程第 6 議案第 40 号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定について

○ 日程第 7 議案第 41 号 農地の競売・公売参加適格証明願いに対する証明書交付決定について

○ 日程第 8 議案第 42 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について

○ 日程第 9 議案第 43 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について

○ 日程第 10 議案第 44 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について

○ 日程第 11 議案第 45 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について

- 日程第 12 議案第 46 号 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による入会林野整備計画に対する意見決定について
- 日程第 13 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芝原 和己

農政係長 加治佐和彦 係員 中村 信介

農地係長 塗木 芳浩 係員 川畑 和成 橋村 将平

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 定刻になりましたのでご起立願います。
「一同 礼」
ご着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。徳永 委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。ただいまの出席人員は 19 名で、会議の定足数に達しております。
これより平成 30 年第 7 回南九州市農業委員会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 124 頁をご覧くださいと思います。（諸般の報告をおこなう）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 諸般報告をおこなう。

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等

発言を求める委員は、挙手の上、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により10番吉崎 委員、11番菊永 委員を指名し、会議書記に加治佐農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日7月30日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、議案審議に関する農用地利用集積計画及び農地法第18条第6項並びに、議案審議に関しない農用地利用集積計画及び農地法第18条第6項の合意解約について説明いたします。3件からになります。今回、農用地利用集積計画の合意解約による通知事案ですが、12件の合意解約がなされました。内容は、賃貸人が颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇ほかの申し入れです。解約の主導は、貸し人主導によるものが7件、借り人主導によるものが5件となっております。地目ごとの内訳は、田が3筆2,841㎡、畑が18筆23,453㎡となります。地域別では、颯娃地域3件、知覧地域4件、川辺地域5件となっております。

続きまして、農地法第18条第6項による通知事案は3件の合意解約がなされました。内容は、賃貸人が颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんほかの申し入れです。解約の主導は、貸人主導によるものが1件、借人主導によるものが1件、貸人死亡の為に1件となっております。地目の内訳は、畑が6筆の9,115㎡で、颯娃地域3件となっております。以上でございます。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、ご了承いただきたいと思います。

議長 続きまして、日程第4農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 それでは、資料は8ページからになります。今回新規認定されたのは2件です。再認定が7件、内容変更が2件あります。また青年等就農認定が3件あります。まず最初に、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に〇〇地域で、家族労働を主体に甘藷と露地野菜の経営を行っていましたが、自身や家族の高齢化により、労働力の不安を感じている。そこで機械の導入や、農地の連担化を図り経営の安定と省力化を目指したい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地の斡旋や連担化及び経営管理・生産方式の合理化に努めるとともに、農業制度資金の活用を希望しておられます。

次に、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に川辺地域で、芝16.7haの経営を行ってきたが、今後機械の導入や農地の連担化を進め、経営の安定と、省力化に努めたい考えです。経営改善目標を達成するために、経営の合理化や生産方式の合理化に努めるとともに、制度資金等の活用を希望しています。尚、再認定等については、お目通しください。

次に、青年等就農認定者について説明いたします。まず、颯娃町〇〇の〇〇〇〇〇さんです。キャベツを主品目として、規模拡大により経営の安定を図りたい考えです。

次に、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。さつまいもとキャベツの輪作体系により、圃場の有効活用と労力分散による経営規模拡大を図り、経営の安定を図りたい考えです。

最後は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。ズッキーニ・ツルムラサキ・青果用大根の小品目で適切な機械投資を行い、5年後の所得目標が計画を上回り200万円を超えるように精進したい、また3種類の生産物の販路をネット販売を含めて拡大したい考えです。

議長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますのでご了承いただきたいと思います。

議 長 これより審議に入ります。まず、日程第5議案第39号 農地所有適格法人の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

農政係長 それでは、農地所有適格法人の承認について説明いたします。
今回は、知覧町〇〇番地〇〇〇〇さんの案件です。法人の事業内容としましては、各種茶の製造及び販売、茶生葉の生産販売及び製茶の委託加工、肥料の製造及び販売等で、会社設立は昭和51年4月、構成員は6人となっています。資本金の額は300万円で、経営面積が86,450㎡になります。農地所有適格法人は「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「業務執行役員要件」の4つの要件を全て満たさなければなりません。「法人形態要件」については、有限会社です。「構成員要件」については出資者6人で、常時従事する農業関係者が総議決権の2分の1を超えております。「事業要件」については、農業の経営及び農産物の生産・加工・販売等が主な事業となっております。「役員要件」についても、役員の過半が法人の農業・農作業に従事します、以上、全ての要件を満たしていることをご報告いたします。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。議案第39号に係る案件について
は、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって議案第39号に係る案件については、申請どおり許可することに決定されました。

議 長 次に、日程第6議案第40号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって現地調査員の報告をお願いいたします。まず農用地区域への編入と除外について菊永委員をお願いします。

菊永委員 7月11日、田中 司 委員、事務局及び関係者立ち会いのもと、現地調査をおこなったので、ご報告いたします。
農業振興地域整備変更計画書（案）について報告いたします。21頁、審議番号1

番です。申請人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、潁娃町〇〇他1筆で、畑の1,394㎡です。申請地は、平成25年度から畑地帯総合整備事業（担い手育成支援型、一般）が実施されており、設置されている給水栓等の更新を行いたいが申請地が農用地から除外されているため、農用地区域へ編入するものです。申請地は、潁娃庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落の北側付近に位置します。詳細は、議案資料の22・23ページの地図をご覧ください。申請地は、農用地区域の外周部に隣接しており農地の集団化が図られ作業の効率化も見込まれることから、農用地区域内への編入については特に問題はないと判断しました。

次に、審議番号2番です。申請人は、鹿児島市の〇〇〇〇です。申請地は、知覧町〇〇他6筆で、山林の15,612㎡です。申請地は、日照条件が良く太陽光発電に適していることから、申請地を譲り受けて太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用を図るため、農用地区域から除外をするものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落の北側付近に位置します。詳細は、議案資料の24・25ページの地図をご覧ください。申請地は、農用地区域内にありますが、他の農地には耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率への支障はなく、用排水路等にも支障を及ぼす恐れもないものと判断しました。代替地についても検討しましたが、適当な土地が見つからなかったとのことでした。このことから、農用地区域からの除外については、やむをえないものと判断しました。以上で、現地調査の報告を終わります。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。審議番号1番・2番ともに、内容については、現地調査員の説明のありましたとおりでございます。農業振興地域の変更条件には、代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響、用排水路への影響、土地改良事業等の有無について検討することとなっています。代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響等については、現地調査委員から報告があったとおりでございます。また、土地改良事業等については、2件とも実施されていませんが番号1番は畑地帯総合整備事業の受益地とするためであります。このことから、1番の農用地区域への編入と、2番の農用地からの除外は、やむを得ないものと判断するところです。

 以上で、補足説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議をお願いします。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

- 議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
- 議案第 40 号 農業振興地域整備変更計画書（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることにご異議ございませんか。
- 委 員 「異議なし」の声あり
- 議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 40 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。
- 議 長 日程第 7 議案第 41 号 農地の競売・公売参加資格証明願いに対する証明書交付決定についてを議題とします、事務局の説明を求めます。
- 農地係長 それでは、農地の競売参加適格証明願に対する証明書の交付決定について説明いたします。申請物件は、鹿児島地方裁判所からの農地の競売で、頴娃町〇〇 1960 m²の畑、他 9 筆、計 9,116 m²です。なお、これらの農地は平成 30 年 5 月 29 日第 5 回総会で審議していただいた適格者 2 名の落札した 4 筆以外の農地となっています。今回の申し出につきまして、農地法第 3 条の許可基準に基づき申出者の経営面積、農業従事者数等について審査しましたが、議案資料 27 頁の「申請人の状況」欄にありますようにいずれの要件も満たしている適格者であることを確認しましたので報告いたします。なお後日、鹿児島地方裁判所より特別売却に基づき、買い受け申し出人として定められた場合は、会長判断で処理されることになります。以上で説明を終わります。
- 議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。質問、ご意見はございませんか。
- 委 員 「なし」の声あり
- 議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。議案第 41 号 農地の競売・公売参加資格証明願いに対する証明書交付決定については、申請どおり証明書を交付することに異議ございませんか。
- 委 員 「異議なし」の声あり

- 議 長 異議なしと認めます。
よって議案第 41 号については、申請どおり証明書を交付することに決定します。
- 議 長 次に、日程第 8 議案第 42 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。
- 農地係長 それでは、農地法第 3 条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可についてご説明申し上げます。29 頁からになります。今回の申請は、所有権移転 10 件になります。所有権移転について、譲渡人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇ほかの申請であります。内訳は、田が 3 筆で 1,634 m²、畑が 50 筆で 71,939 m²、合計 53 筆 73,573 m²となっています。理由は、1 番が知人から、2 番が従兄から、3 番・7 番・8 番・9 番が父から、5 番が姪から、6 番が夫から受贈、4 番・10 番が相手方の要望となっております。なお、1 番につきましては、これまで譲受人が管理し納税しておりましたが、当法人の従業員であった譲渡人が、名義変更が完了したため、本来の権利者である〇〇〇〇に移転するものです。土地の取引価格につきましては、10a あたり、畑が 138,889 円から 294,530 円で売買される予定です。地域別では、潁娃 2 件、知覧 7 件、川辺 1 件でございます。また、法第 3 条第 2 項各号の判断については、34～38 頁の調査書、39 頁の営農計画書のとおりでございます。以上の案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、事務局としましては、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。
- 議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、ご意見はございませんか。
- 委 員 「なし」の声あり
- 議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 42 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することにご異議ございませんか。
- 委 員 「異議なし」の声あり
- 議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 42 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可については、全案件については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、日程第9議案第43号 農地法第4条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたします。まず、現地調査員の報告を求めます。先ず、田中委員お願いします。

田中委員 4条について報告いたします。41号、審議番号1番です。申請人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、潁娃町〇〇他1筆、畑の2,423㎡です。申請人は、養鶏業を営んでおり、売り渡しを検討している中で、土地確認をしたところ2筆が農地となっていた事が判明し、今回申請するものです。申請地は、潁娃庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落の南側付近に位置します。詳細は、議案資料の42・43 ページの地図をご覧ください。現状はすでに鶏舎となっており転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

議 長 次に宮原俊郎委員お願いします。

宮原俊郎委員 41号、審議番号2番です。申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、畑の1471㎡です。申請地は、商店街中心部に近く、交通の利便性が良いため、アパート入居需要があることから共同住宅2棟を建築しようとするものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の44・45号をご覧ください。申請地の東側は田に、北側は道路に、南側は畑に、西側は宅地に接しています。現状のままで利用し、周囲にブロック塀を設置するので土砂流出等の恐れはなく、雨水はため枡を設け北側水路へ放流し、汚水・生活雑排水は下水道へ放流する。日照・通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、共同住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号3番です。申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇です。申請農地は、知覧町〇〇、畑の131㎡のです。申請地は、住宅建築に伴い道路を整備しようとするものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の46～48号をご覧ください。申請地の南側と北側は畑に、西側は道路に、東側は山林に接しています。現状のままで利用するので土砂等が流出する恐れはなく、雨水は水路と溜舁を設け県道側溝へ放流し、日照・通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、道路への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。以上で、現地調査の報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 4条の補足説明いたします。審議番号1番と2番です立地基準ですが、周囲に

10ha 以上の集団性があり、生産性が高いため第1種農地と判断されますが、第1種農地の不許可の例外である「既存施設の拡張」と「集落接続施設」と判断されます。1番は、現状はすでに鶏舎敷地になっており始末書も添付されており、鶏舎への転用はやむを得ないと判断するところです。2番は、許可後の速やかな転用も確実であると思われることから、共同住宅への転用はやむを得ないと判断するところです。審議番号3番です立地基準ですが、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が錬たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であることから、「第2種農地」の「市街地近接農地」と判断されます。許可後の速やかな転用も確実であると思われることから、通路への転用はやむを得ないと判断するところです。以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議を お願いします。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第43号 農地法第4条申請に対する許可並びに諮問決定に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第43号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第10 議案第44号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員のご報告をお願いします。まず、所有権移転の8件の報告をお願いします。はじめに①②③番について田中委員をお願いします。

田中委員 50 ㍿、審議番号1番です。譲受人が、潁娃町〇〇の〇〇〇〇です。譲渡人が、

大阪市大正区の〇〇〇〇さんです。申請地は、潁娃町〇〇、畑の161 m²です。申請人は、特老とディサービスセンターを運営しているが、職員用の駐車場が不足しており、申請地を譲り受けて、職員用駐車場として確保しようとするもので

す。申請地は、顚娃庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の54・55の地図をご覧ください。申請地の北側と西側と東側は道路に、南側は水路に接しています。現状のままで利用しますので土砂流出等の恐れはなく、雨水は勾配をつけ水路に放流し、日照・通風等については現状のまま利用するので影響を及ぼす恐れはありません。現状はすでに駐車場となっており転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に 審議番号2番です。譲受人が、顚娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。申請地は、顚娃町〇〇、畑の424㎡です。申請人は現在、借家住まいで手狭になってきたことから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。申請地は、顚娃庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の56・57の地図をご覧ください。

さ

い。申請地の北側と西側と南側は畑に、東側は道路に接しています。現状のままで利用し、境界はのり面保護をするので土砂流出等の恐れはなく、雨水はため枡を設け水路に放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理して水路へ放流し、日照・通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号3番です。譲受人が、顚娃町〇〇の〇〇〇〇・〇〇〇〇さんです。譲渡人が、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。申請地は、顚娃町〇〇、畑の299㎡です。申請人は現在、居住地が手狭になってきたことから、隣接地に一般住宅を建築するが駐車場及び車両通路がないため、申請地を譲り受けて、駐車場及び車両通路を整備しようとするものです。申請地は、顚娃庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の58・59の地図をご覧ください。

い。

申請地の北側と東側は宅地に、南側は道路に、西側は畑に接しています。現状のままで利用し、西側はブロック塀を設置するので土砂流出等の恐れはなく、一般住宅と合わせ、雨水はため枡を設け水路に放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理して水路へ放流し、日照・通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、駐車場及び車両通路への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。以上で、現地調査の報告を終わります。

議 長 次に宮原俊郎 委員お願いします。

宮原俊郎委員 51の審議番号4番です。譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人

が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇、畑の458㎡です。申請人は現在、借家住まいで手狭になってきたことから、申請地を譲り受けて、

一般住宅を建築しようとするものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の60・61 頁の地図をご覧ください

い。

申請地の北側は畑に、西側は道路に、東側は雑種地に、南側は宅地に接しています。現状のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水はため枡を設け水路に放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理して水路へ放流し、日照・通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号5番です。譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇、畑の527 m²です。申請人は現在、借家住まいで手狭になってきたことから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の62・63 頁の地図をご覧ください

い。

申請地の北側と西側と東側は畑に、南側は市道に接しています。現状のままで利用し、境界にはブロック塀を設置するので土砂流出等の恐れはなく、雨水はため枡を設け側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は下水道へ放流する。日照・通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号6番です。譲受人が、大阪市住吉区の〇〇〇〇です。譲渡人が、

知覧町郡の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇、畑の708 m²です。申請会社は、自社農場で生産し食鳥処理した長期肥育鶏の鶏肉を消費者へ販売するため店舗を開きたく、申請地を譲り受けて、店舗及び来客用駐車場を整備しようとするものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の64・65 頁の地図をご覧ください。申請地の北側は畑に、東

側

と南側は道路に、西側は宅地に接しています。現状のままで利用し、北側と西側は2段程度のブロック塀とフェンスを設置するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は敷地内へ水路及び溜舁を設置し市道水路へ放流する。日照・通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、店舗及び駐車場への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号7番です。譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん・〇〇〇〇さんです。譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇です。申請地は、知覧町〇〇、畑の

m²です。申請人は現在、借家住まいで手狭になってきたことから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に

〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の66～68ページの地図をご覧ください。

く

ださい。申請地の北側は畑に、西側は道路に、東側は雑種地に、南側は宅地に接しています。現状のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水はため枡を設け水路に放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理して水路へ放流し、日照・通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。以上で、現地調査の報告を終わります。

議長 次に、菊永委員をお願いします。

菊永委員 審議番号8番です。譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇です。譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇、畑の935㎡です。申請人は、養豚業を営んでおり、申請地を譲り受けて、倉庫及び干草置場を確保しようとするものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の69・70ページの地図をご覧ください。申請地の北側は堆肥舎に、南側は畑に、東側と南側は畑に接しています。現状はすでに倉庫及び干草置場となっており、土砂等が流出する恐れはなく、雨水、日照・通風等については影響を及ぼす恐れはありません。このことから、倉庫及び干草置場への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。以上で、現地調査の報告を終わります。

議長 次に、君野委員報告をお願いします。

君野委員 所有権移転の審議番号9から12番について報告いたします。52ページ、審議番号9番です。譲受人が、枕崎市の〇〇〇〇です。譲渡人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇他1筆、畑の1,826㎡です。申請地は、日照条件が良く太陽光発電に適していることから、申請地を譲り受けて、太陽光発電施設を設置しようとするものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の71～73ページの地図をご覧ください。申請地の北側は道に、西側は宅地に、南側は畑に、東側は雑種地に接しています。現状のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は水路及び集水池等を設け、道路水路へ放流する。日照・通風等については現状のまま利用するので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、太陽光発電施設への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に53ページ 審議番号10番です。譲受人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇他2筆、畑の383㎡です。申請人は現在、借家住まいで手狭になってきたことから、申請地を

譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の74・75ページの地図をご覧ください。申請地の北側は宅地に、西側と南側は道路に、東側は畑に接しています。現状のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水はため枡を設け水路に放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理して水路へ放流し、日照・通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号11番です。譲受人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇、畑の62㎡です。申請人は、隣接地を駐車場として使用したいため、申請地を譲り受けて、貸駐車場として確保しようとするものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の76・77ページの地図をご覧ください。申請地の北側は畑に、西側は道に、東側は通路に、南側は宅地に接しています。現状のままで利用し、北側と東側はブロック塀を設置するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で水路に放流し、日照・通風等については現状のまま利用するので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、駐車場への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号12番です。譲受人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇、畑の229㎡です。申請人は現在、隣接地で自動車修理工場を経営しており、申請地を譲り受けて、修理車及び納入車等の駐車スペースを確保しようとするものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の78・79ページの地図をご覧ください。申請地の北側と西側は畑に、南側は宅地に、東側は道路に接しています。現状のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下し、日照・通風等については現状のまま利用するので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、駐車場への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

議 長 次に賃借権設定について報告をお願いします。君野委員お願いします。

君野委員 80ページ 審議番号1番です。借人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇です。貸人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇、畑の623㎡です。申請人は養豚業を営んでおり、豚肉需要の拡大に伴い母豚・肉豚の頭数を増やす計画であるが、現在の堆肥舎だけでは処理能力が不足するため、申請地を借り受けて、効率的に処理しようとするものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の81～82ページの地図をご覧ください。申請地の北側及び南側は畑に、東側は雑種地に、西側は山林に接しています。現状のままで

利用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下し、水路へ放流し、日照・通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、堆肥舎への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。以上で、現地調査の報告を終わります。審議番号1番について報告する。

議長 次に地上権設定について報告をお願いします。田中委員をお願いします。

田中委員 83頁、審議番号1番です。借人が、東京都品川区の〇〇〇〇です。貸人が、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町〇〇他7筆、田の1,145㎡です。申請地は、日当たりが良く太陽光発電に適していることから、申請地を借り受けて、太陽光発電施設を設置しようとするものです。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇の西側付近に位置します。詳細は、議案資料の84～86ページの地図をご覧ください。申請地の周囲はすでに太陽光発電が設置されており、土砂流出等の恐れはなく、雨水は河川へ放流し、日照・通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、太陽光発電施設への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。以上で、現地調査の報告を終わります。

議長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。5条申請のすべてにおいて、一般基準の資力及び信用ですが、添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。40頁、審議番号1番です。立地基準ですが、300m以内に〇〇駅の施設があるため、「第3種農地」の「300m以内農地」と判断されます。現状はすでに駐車場敷地になっており始末書も添付されているところです。関係行政庁の許認可等については、特に必要なく、許可後の速やかな転用も確実であると思われることから、駐車場への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号2番3番6番8番9番10番12番と地上権設定1番です。立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、「第2種農地」の「その他の農地」と判断されます。8番は、現状はすでに倉庫・干草置場敷地に、また地上権設定1番は、すでに太陽光発電施設が設置されており始末書も添付されているところです。関係行政庁の許認可等については、審議番号9番は市道側溝への流末処理施工承認書の回答及び経済産業省からの太陽光発電設備に係る設備認定通知書が添付され、またガイドライン協議も完了しております、地上権設定1番は県河川への流末処理意見書及び水路敷地国有地払下げ見込み書類と経済産業省からの太陽

光発電設備に係る設備認定通知書が添付されております。このことから、それぞれへの転用はやむを得ないと判断するところです。次に 51 頁、審議番号 4 番です。立地基準ですが、水道、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている幅員 4 m 以上の道路等の沿道の区域内にあって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請地からおおむね 500m 以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存在する農地に該当することから、「第 3 種農地」の「都市的環境整備農地」と判断されます。関係行政庁の許認可等については、特に必要なく、許可後の速やかな転用も確実であると思われることから、一般住宅への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号 5 番です。立地基準ですが、周囲に 10ha 以上の集団性があり、生産性が高いため第 1 種農地と判断されますが、第 1 種農地の不許可の例外である「集落接続施設」と判断されます。関係行政庁の許認可等については、特に必要なく、許可後の速やかな転用も確実であると思われることから、一般住宅への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号 7 番です。立地基準ですが、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が鍊たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね 10ha 未満であることから、「第 2 種農地」の「市街地近接農地」と判断されます。関係行政庁の許認可等については、特に必要なく、許可後の速やかな転用も確実であると思われることから、一般住宅への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号 11 番です。立地基準ですが、申請地は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、「第 3 種農地」の「都市計画用途地域内農地」と判断されます。関係行政庁の許認可等については、特に必要なく、許可後の速やかな転用も確実であると思われることから、貸駐車場への転用はやむを得ないと判断するところです。

80 ページ、審議番号 1 番です。立地基準ですが、周囲に 10ha 以上の集団性があり、生産性が高いため第 1 種農地と判断されますが、申請地が会社に隣接しているため、第 1 種農地の不許可の例外である「既存施設の拡張」と判断されます。関係行政庁の許認可等については、特に必要なく、許可後の速やかな転用も確実であると思われることから、堆肥舎への転用はやむを得ないと判断するところです。

議 長

只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、ご意見はございませんか。

梶山委員 所有権移転の 51 号の 5 番のこの住宅なのですが、63 号の地籍図を見たときに道路についている細長い部分は、道路か何かが付いているのでしょうか。

農地係長 ここは道路になっています。

梶山委員 では地番が違うところですね。

農地係長 通路の方は〇〇番地です。

梶山委員 所有者はどうなっていますか。

農地係長 所有者は〇〇〇〇さんです。 この辺は、〇〇〇〇さんが所有しています。

梶山委員 黙って通らしてくれるのですか。

議 長 暫く休憩にします。

議 長 再開いたします。先ほどの件について農地係長の説明を求めます。

農地係長 道路から宅地までの土地の件だと思うのですが、ここには元々分筆された線があって、現在は宅地になっております。そして今後転用後にこの部分も申請人が購入する予定とのことです。

議 長 よろしいですか、他に有りませんか。

梶山委員 もう一件よろしいでしょうか、最後の地上権のところなのですが、86 号の設計図を見るとこれは大分前にできたソーラーのものだと思うのですが、84・85 号の部分についてなんで今頃出てきたのでしょうか。

農地係長 この〇〇〇〇さんのところは、最近〇〇〇〇さんに名義変更が直って許可申請が上がってきたところです。

梶山委員 今始末書が上がってきたという事は事前着工したという事ですよね。以前この様な所を調査した時に、利用権が出来ないという事で分筆して申請を上げたと思うのですが、これは事前着工を行ってしまっていたという事ですよね、そうするとその

時の我々の審議が、不十分だったという事ですかね。

事務局長 当初この敷地は〇〇〇〇さんが全て管理していたが、今回の斜線の部分だけ名義が直っておらず、当時この部分を除いて転用申請が提出され、許可しているようです。今回この部分の名義が直ったので、申請が上がったのだと思いますが、当初名義は直っていなかったが管理を〇〇〇〇さんが全て行っていたので、許可したのではと思います。

梶山委員 どこまでの線引きで今後そういうのがあった場合、出すのか出さないのか、明確になっていかないとされるだろうなと思います。

事務局長 基本所有者が生存者でなければ、転用行為やそういう所有権移転行為等の許可は出来ないようになっていきますので、今後申請の時点の事前審査で解りますので、今後この様なことが無いよう十分注意します。

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 44 号 農地法第 5 条申請に対する許可並びに諮問決定に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第 44 号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第 11 議案第 45 号 農業経営基盤強化促進法第 18 第 1 項及び 20 条 2 の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の意見決定について説明いたします。88 頁からになります。先ず「所有権移転」についてですが、譲渡人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん他 12 件であります。理由は全て規模拡大によるものとなっております。地目の内訳は田が 5 筆の 3,416 ㎡、畑が 24 筆の 20,547 ㎡であります。申請農地の取引価格については、10 a 当り、143,761 円～800,000 円で売買される予定です。地域別では、潁娃 8 件、知覧 1 件、川辺 4 件となっています。

次に、「賃貸借利用権」の設定であります。92 頁からになります。利用権を設定

する者は、顕娃町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、顕娃町〇〇の〇〇〇〇さんほか42件になります。設定面積は、田が6筆で5,444㎡、畑が179筆で218,908㎡の合計185筆の224,347㎡になります。地域別では、顕娃が17件、知覧が10件、川辺が16件、合計43件となっております。

次に、「賃貸借利用権の転貸」であります。110㍽からになります。利用権を転貸する者は、〇〇〇〇、利用権の転貸を受ける者は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん他2件であります。設定面積は、畑が38筆5,880㎡で、川辺地域3件です。

次に「使用貸借権設定」の設定であります。115㍽からになります。利用権を設定する者は、大阪府大阪市の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、顕娃町〇〇の〇〇〇〇他11件になります。設定面積は、田が14筆の12,437㎡、畑が50筆の22,361㎡で合計64筆、34,798㎡になります。地域別では、顕娃8件、川辺4件、合計12件となっております。以上、全ての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。以上で説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、所有権移転の審議番号11・12番については下之門委員が、賃貸借利用権設定の番号4～6番については栗ヶ窪委員が、41番については下之門委員が、貸借利用権の転貸の審議番号3番については月野委員が、議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。質問、ご意見はございませんか。

東 委員 使用貸借利用権の設定に件ですが、多分〇〇のここは、立地農園付近の上かなと思うのですが、たとえば187㎡の内7㎡とかあるのですが、なぜでしょうか。

事務局長 この案件につきましては、旧川辺町が設置をしました、〇〇〇〇の横にあります硬プラハウスが建っているところでございます。ここについて、これまで就農希望者の研修施設として農業公社に施設等の管理運営を委託し、業務委託契約を締結しておりましたが、土地に関わる契約はなされておりました。現在は研修を終了し就農した青年農業者が、青年就農給付金（現在は農業次世代人材投資資金といいます）年間150万円をもらって経営を行っています。その関係で国からの指摘として、その利用している農地については全て農地台帳に記載しなさいと言う指導がございましたので、ハウスが建っている通りに合筆、分筆をすればよかったのですが、もともとあった地番にハウスをはめ込んで、その建っている分だけを計算をした関係でこの様になったのだと思います。つまりハウスの建っている部分だけを計算した関係で同じ地番で複数表示されることになったのだと思います。

議 長 他にはありませんか

委 員 「無し」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第 45 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内、所有権移転の審議番号 11・12 番を除く 11 件、賃貸借利用権設定の番号 4～6 番及び 41 番を除く 39 件、貸借利用権の転貸の審議番号 3 番を除く 2 件並びに使用貸借利用権の設定の 9 番を除く 11 件については、申請どおり適当意見とすることに、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって議案第 45 号の案件の内、所有権移転の審議番号 11・12 番を除く 11 件、賃貸借利用権設定の番号 4～6 番及び 41 番を除く 39 件、貸借利用権の転貸の審議番号 3 番を除く 2 件並びに使用貸借利用権の設定の 9 番を除く 11 件については、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 引き続き、議案第 45 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。下之門委員、栗ヶ窪委員、月野委員、君野委員、にお諮りします。議事の進行上、議事参与の制限に該当する案件については、一括して議事を進行したいところであります。ご異議ございませんか。

関係委員 「異議なし」声あり

議 長 異議なしと認めます。

それでは、議事参与の制限に該当する案件について審議を行いますので、関係委員の退室を求めます。

(下之門 委員、栗ヶ窪委員、月野 委員、君野 委員 退室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑がございませんので、採決いたします。

議案第 45 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の内, 所有権移転の審議番号 11・12 番, 賃貸借利用権設定の番号 4～6 番及び 41 番, 貸借利用権の転貸の審議番号 3 番, 使用貸借利用権の設定の 9 番については, 申請どおり適当意見とすることにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって, 議案 45 号の内, 所有権移転の審議番号 11・12 番, 賃貸借利用権設定の番号 4～6 番及び 41 番, 貸借利用権の転貸の審議番号 3 番, 使用貸借利用権の設定の 9 番の議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることにご決定いたします。関係 委員の入室を許可いたします。

(下之門 委員, 栗ヶ窪委員, 月野 委員, 君野 委員 入室)

議長 関係委員に報告いたします。議案第 45 号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち, 議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議長 次に, 日程第 12 議案第 46 号 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による入会林野整備計画に対する意見決定についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 議案第 38 号について説明いたします。資料は, 123 頁になります。併せまして, ○○入会林野整備組合から提出された入会林野整備計画書を呈示してありますので, 後ほどご覧いただきたいと思います。この法律は, 入会権を消滅させ, 所有権に置き換えることで土地の所有者を明確にし, 売買等を可能にし, 積極的に土地を利用させることにより, 農林業を発展させることを目的に始められたものです。あくまでも, 農林業振興のための事業でありますので, 新しく所有権を有する方が農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないか判断する必要があります。従来の農地法第 3 条で, 農地を農地として取得する場合と同じ手続きが必要となります。これらを踏まえまして, ○○入会林野整備組合 組合長○○○○さんから提出された整備計画の審査をお願いしたいところです。この組合は全体計画で, 関係者数 76 名, 筆数 240 筆の 177,838.70 m²で, うち農地に関する部分が, 関係者数 47 名, 筆数 120 筆の 79,161 m²(田 24 筆 11,962 m², 畑 51 筆 35,789 m², 樹園地 45 筆 31,410 m²)であります。この事業が推進されますと, 現所有者の名義となり, 農地の流動化の妨げとなっている他人名義の農地がいくらかでも解消され, 所有権移転や貸借権設定等による利用集積が進むものと期待しています。以上で, 説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議長 只今事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。まず計画書が前にありますので、10 分ほど閲覧してください。

議長 着席してください。審議を再開します。質問ご意見はありませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。議案第 46 号入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による入会林野整備計画に対する意見決定については、適当意見とすることにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第 46 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議長 次に、日程第 13 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 無いようでございますが、事務局は何かございませんか

農政係長 農業委員・最適化推進委員の公務災害保険加入についての説明
次回の総会の案内と「貸したい」「借りたい」について再度説明
班長に認定農業者の名簿配布

事務局長 今後の日程について連絡する。

議長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 他にございませんか。

議 長 「なし」の声あり

議 長 無いようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これにて本日の会議を閉じ、併せて平成 30 年第 7 回南九州市農業委員会を閉会いたします。ご起立願います。

事務局長 「一同 礼」

閉 会 午後 時

南九州市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 10 番 _____

会議録署名委員 11 番 _____